いきやすいいわてプロジェクトに係る愛称、キャッチコピー及びロゴマークの使用に関する規程

岩手県ふるさと振興部
令和８年 11 月 11 日

岩手県では、関係人口の創出・拡大に向けた取組を推進しており、県の関係人口施策のブランド化により多くの人々に親しみを持っていただくため愛称、キャッチコピー及びロゴマークを制作した。

そのため、愛称、キャッチコピー及びロゴマークの普及と利用を促進するために、使用規程を次のとおり定める。

（趣旨）

第１条　本規程は、岩手の関係人口の愛称、キャッチコピー及びロゴマークを使用する場合(以下「ロゴマーク等」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　本規程が対象とするロゴマーク等のデザインは、別添「いきやすいいわてプロジェクトロゴタイプ・ロゴマーク使用ガイドライン」（以下｢ガイドライン｣という。）による。

（ロゴマーク等に関する権利）

第３条　ロゴマーク等に関する一切の権利は、岩手県に属するものとする。

（使用の申請）

第４条　ロゴマーク等を使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、県、市町村が主体となって実施するイベント等で使用する場合を除き、あらかじめ岩手県ふるさと振興部地域振興室長（以下｢室長｣という。）の許諾を受けなければならない。

２　前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書（様式第１号）に次の書類を添えて、室長に提出しなければならない。

（１）　会社概要等申請者の事業内容がわかる資料

（２）　ロゴマーク等の使用状況がわかる完成見本等

（３）　その他室長が必要と認める書類

（使用の許諾）

第５条　室長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、岩手県の関係人口の創出・拡大に寄与すると認めるときは、使用の許諾（以下｢使用許諾｣という。）をするものとする。この場合において、室長が必要と認める場合には、ロゴマーク等の使用方法その他について、条件を付すことができる。

２　　室長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書（様式第３号）を、また、使用を許諾しない場合は、使用不許諾通知書（様式第５号）を申請者へ送付する。

（使用許諾の制限）

第６条　ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、室長は許諾し

ないものとする。

（１） 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合

（２） 岩手県の関係人口施策の信用又は品位を害するものと認められる場合

（３） 第三者に対する誹謗中傷、差別等、利益を害するものと認められる場合

（４） 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

（５） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合

（６） ロゴマーク等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

（７） ロゴマーク等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

（８） ロゴマーク等の著しい変形その他ロゴマーク等の使用方法が適当でないと認められる場合

（９） ロゴマーク等を立体として表現したもの

(10) ロゴマーク等の使用の申請をした者が下記の項目に該当する場合

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

④暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

⑦上記②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人

(11) その他、ロゴマーク等の使用が適当でないと認められる場合

（使用許諾の期間）

第７条 ロゴマーク等の使用許諾の期間は、申請内容に応じて申請の日から５年以内で定める。

（使用料）

第８条 ロゴマーク等の使用は無料とする。

（使用上の遵守事項）

第９条 第５条の規定により使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守するとともに、ガイドラインに適合するようロゴマーク等を使用しなければならない。

（１） 許諾された使用内容のみに使用をすること。

（２） 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

（３） 第５条の使用許諾を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。

（４）　ロゴマーク等の利用に必要な範囲で第三者にロゴマーク等のデータを提供するときは、この規程及びガイドラインを当該第三者に周知し、遵守させること。

（５）　第三者へロゴマーク等のデータを提供した場合であっても、当該第三者による使用について一切の責任を負うこと。

（許諾内容の変更等）

第 10 条　使用者が使用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書（様式第２号）を室長に提出し、室長の許諾を受けなければならない。

２ 室長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書（様式第４号）を交付する。

（許諾の取消し等）

第 11 条　室長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

（１） 使用者がこの規程に違反した場合

（２） 使用者が第５条の使用許諾に付した条件に違反した場合

（３） 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

（４） 第６条各号のいずれかに該当するに至った場合

（５） その他ロゴマーク等の使用継続が不適当であると認められた場合

２ 岩手県は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

３ 室長は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（使用の非独占性等）

第 12 条　この規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマーク等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について岩手県の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第 13 条　岩手県は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（使用者の責務）

第 14 条　使用者は、信義に従い、誠実にこの規程を遵守しなければならない。

２　使用者は、ロゴマーク等の使用に関する第三者との係争、審判、訴訟等が発生した場合は、その一切の費用及び責任を負わなければならない。また、この場合において、岩手県は一切の責任を負わないものとする。

３　使用者は、ロゴマーク等の使用に関して第三者に損害を与えた場合は、その損害について全て

の責任を負わなければならない。また、この場合において、岩手県は一切の損害、損失及び責任を負わないものとする。

4　使用者は、ロゴマーク等の使用に関する使用方法、表現方法等に関する全ての責任を負わなければならない。また、この場合において、岩手県は一切の責任を負わないものとする。

（情報の公開）

第 15 条　室長は、ロゴマーク等の使用促進を図る観点から、使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

（事務）

第 16 条　この規程に関する事務は、岩手県ふるさと振興部地域振興室が行う。

（その他）

第 17 条　この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し、必要な事項は室長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和８年 11 月 11 日から適用する。